

奈良県胃がん検診（胃部エックス線検診）実施要領 新旧対照表

改正後	現行
<p>奈良県胃がん検診（胃部エックス線）実施要領 1～5（略）</p> <p>6. 検診方法</p> <p>(1) 集団検診方式</p> <p>ア. 受診票の交付</p> <p>市町村は、胃がん検診を希望する者に集団検診方式、個別検診方式の趣旨を説明し、胃がん集団検診申込受付簿を独自に作成する。</p> <p>イ. 検診方法</p> <p>市町村は、検診当日に胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）を作成し、同時に受診者が記入した（原則として自己記入）胃がん検診票（様式2）に基づいて、記載事項を確認する。検診実施機関は胃がん検診票を参考に胃部エックス線撮影を行う。胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。担当する技師は日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師とする。（医師が撮影する場合はこの限りでない。）</p> <p>ウ. 胃部エックス線写真の所見</p> <p>胃部エックス線写真は二重読影とし、原則として十分な経験を有する2名以上の医師（うち1人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医とする）が読影し、胃がん検診票に所見および診断・指示区分を記載する。</p> <p>エ～ク（略）</p>	<p>奈良県胃がん検診（胃部エックス線）実施要領 1～5（略）</p> <p>6. 検診方法</p> <p>(1) 集団検診方式</p> <p>ア. 受診票の交付</p> <p>市町村は、胃がん検診を希望する者に集団検診方式、個別検診方式の趣旨を説明し、胃がん集団検診申込受付簿を独自に作成する。</p> <p>イ. 検診方法</p> <p>市町村は、検診当日に胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）を作成し、同時に受診者が記入した（原則として自己記入）胃がん検診票（様式2）に基づいて、記載事項を確認する。検診実施機関は胃がん検診票を参考に胃部エックス線撮影を行う。胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。担当する技師は日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師とする。（医師が撮影する場合はこの限りでない。）</p> <p>ウ. 胃部エックス線写真の所見</p> <p>胃部エックス線写真は二重読影とし、原則として十分な経験を有する2名以上の医師（うち1人は日本消化器がん検診学会認定医とする）が読影し、胃がん検診票に所見および診断・指示区分を記載する。</p> <p>エ～ク（略）</p>

6. (2)

ア. 受診票の交付

市町村は、胃がん検診を希望する者に集団検診方式、個別検診方式の趣旨を説明し、**胃がん検診受付名簿（兼）結果名簿（様式4）**を作成し、同時に、**胃がん検診受診票（様式5）**を受診者に交付する。

イ. 検診方法

検診実施機関は、**胃がん検診受診票（様式5）**を受理し、胃部エックス線撮影を実施する。胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。担当する技師は日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師とする。（医師が撮影する場合はこの限りでない。）

ウ. 胃部エックス線写真の所見

胃部エックス線写真の読影は二重読影とし、市町村で設置された専門医から構成する「**胃がん読影委員会**」で行うことを基本とする。読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師により行うものとする。（うち1人は、日本消化器がん検診学会認定医 もしくは総合認定医とする。）市町村は、読影委員会の設置に関して、地区医師会及び所轄保健所と協議を行う。検診実施機関は、読影委員会の結果を受けて、**胃がん検診票（兼）結果票（様式6-1・2）**の所定欄に所見および診断・指示区分を記入し、市町村に送付するとともに、**胃がん検診委託料請求書（様式7）**によって検診料金を市町村に請求する。受診者への結果通知は、市町村長と地区医師会長の間で交わされた胃がん検診委託契約に定めるところにより、検診実施機関あるいは市町村が行うものとする。

(3) (略)

7～9 (略)

6. (2)

ア. 受診票の交付

市町村は、胃がん検診を希望する者に集団検診方式、個別検診方式の趣旨を説明し、**胃がん検診受付名簿（兼）結果名簿（様式4）**を作成し、同時に、**胃がん検診受診票（様式5）**を受診者に交付する。

イ. 検診方法

検診実施機関は、**胃がん検診受診票（様式5）**を受理し、胃部エックス線撮影を実施する。胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。担当する技師は日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師とする。（医師が撮影する場合はこの限りでない。）

ウ. 胃部エックス線写真の所見

胃部エックス線写真の読影は二重読影とし、市町村で設置された専門医から構成する「**胃がん読影委員会**」で行うことを基本とする。読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師により行うものとする。（うち1人は、日本消化器がん検診学会認定医とする。）市町村は、読影委員会の設置に関して、地区医師会及び所轄保健所と協議を行う。検診実施機関は、読影委員会の結果を受けて、**胃がん検診票（兼）結果票（様式6-1・2）**の所定欄に所見および診断・指示区分を記入し、市町村に送付するとともに、**胃がん検診委託料請求書（様式7）**によって検診料金を市町村に請求する。受診者への結果通知は、市町村長と地区医師会長の間で交わされた胃がん検診委託契約に定めるところにより、検診実施機関あるいは市町村が行うものとする。

(3) (略)

7～9 (略)

(附則)

(附則)

この改正後の要領は、平成31年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、令和2年4月1日より施行する。

【参考】

◆診断・指示区分の説明～◆術後胃の取り扱いについて (略)

◆二重読影の実際について

二名の読影医が独立して読影を行うことを原則とし、両者の所見が異なる場合は、後に読影した医師（二次読影医）が最終決定を行う。可能な状況であれば、討論の上で決定するが、不可能な場合は二次読影医の責任において決定する。また、二名のうち、一名は日本消化器がん検診学会認定医 もしくは総合認定医 とする。

◆バリウム凝集の問題について (略)

(以下、略)

この改正後の要領は、平成31年4月1日より施行する。

【参考】

◆診断・指示区分の説明～◆術後胃の取り扱いについて (略)

◆二重読影の実際について

二名の読影医が独立して読影を行うことを原則とし、両者の所見が異なる場合は、後に読影した医師（二次読影医）が最終決定を行う。可能な状況であれば、討論の上で決定するが、不可能な場合は二次読影医の責任において決定する。また、二名のうち、一名は日本消化器がん検診学会認定医とする。

◆バリウム凝集の問題について (略)

(以下、略)